

執筆者:

E-mail✉ [平尾 覚](#)E-mail✉ [廣瀬 香](#)E-mail✉ [稲垣 弘則](#)E-mail✉ [岩谷 雄介](#)

欧州におけるルートボックス規制の動向¹

多方面に広がりを見せているスポーツビジネスの中で、NFT 等のブロックチェーン技術を活用したスポーツゲームの存在感は世界中で拡大しています。こうしたゲームの中には、いわゆるルートボックス(日本でいう「ガチャ」)に類似するもの機能を備えたものがありますが、近時、欧州を中心にルートボックスの規制を巡る議論が高まっています。

1. ベルギー・オランダ・スペインにおけるルートボックス規制の動向

ベルギーでは、2018年に、同国賭博規制当局(Belgium Gaming Commission。以下「BGC」といいます。)がルートボックスに関する調査報告書²を発行しました。BGCは同報告書の中で、Over Watch、FIFA18及びCounter-Strike: Global Offensiveという3つのゲームにおける有料ルートボックスが「game of chance(賭博)」に該当するとの評価を示し、同国のゲーミング及び賭博法に適合するためにルートボックスを削除しなければ、事業者は80万ユーロ以下の罰金及び5年以下の禁固刑を科される可能性がある旨述べました。

オランダにおいても、同じく2018年に、同国賭博規制当局(Dutch Gaming Authority。以下「DGA」といいます。)が調査報告を行い、調査対象となったゲームの一部について、ルートボックスの中身が偶然により決定され、かつ、得られる景品がゲーム外で取引可能であって市場価値を有することを理由に、賭博に該当すると評価しています。加えて、DGAは、ゲームセクターに対して全てのゲームを2018年6月中旬までに修正するよう呼び掛け、同年6月20日以降、基準に従わない賭博のプロバイダに対してはDGAが強制措置を取る可能性がある旨述べました³。

2019年、DGAは、Electronic Arts(以下「EA」といいます。)に対し、EAが提供するFIFAシリーズのUltimate Teamモード(以下「FUTモード」といいます。)のルートボックスの中身が偶然によって決定されること、ルートボックスの景品が時に高い価値を持ち、取引される場合があることなどを理由として、当該ルートボックスが違法であるとして、制裁金⁴を科しました。EAはこの行政命令を争いましたが、ハーグ地方裁判所は、ルートボックスはゲームの一部であるとともに、それ自体が独立型のゲーム(stand-alone game)であるなどと述べ、DGAの判断を支持し、ルートボックスは「game of chance(賭博)」であるとの判決を下しました。しかしながら、EAが同判決を不服として国務院(行政部)に控訴したところ、2022年3月、国務院は、原判決を覆し、FUTモードのルートボックスは「game of chance(賭博)」に該当しないと判断しました。国務院は、FUTモードのルートボックスは、FUTモードという「game of skill(技術によるゲーム)」の一部であり、当該ゲームに偶発的要素を加味するだけであって、それ自体が独立型のゲーム(stand-alone game)とはいえないとしています。もっとも、この判断は、ルートボックス一般について賭博該当性を否定し

¹ スポーツビジネス・ロー・ニュースレターでは、今後、従前の形式によるニュースレターに加え、国内外のスポーツビジネスに係るトピックや有識者へのインタビュー記事を定期的に発信する予定です。

² <https://gamingcommission.paddlecms.net/sites/default/files/2021-08/onderzoeksrapport-loot-boxen-Engels-publicatie.pdf>

³ DGAは、同年6月19日にも声明を出し、翌20日以降、ゲーム会社が違法なルートボックスに対し十分な修正を行ったかをDGAが確認すること、十分な修正が行われていない場合には行政罰(83万ユーロ以下の制裁金など)を科すこと、行政罰の効果が十分でない場合には刑事訴追も行い得ることなどを述べています。

⁴ 制裁金は週当たり50万ユーロ・最大1000万ユーロと報道されています。

たものではなく、あくまで FUT モードに関する判断であった点に留意する必要があります。

オランダでの近時の動きとして、2022 年 6 月、自由民主国民党(VVD)を含む 6 つの政党⁵の議員が共同名義でルートボックスの規制を求める動議を国会に提出したことが挙げられます⁶。この動議は、ルートボックスが賭博の一形態であり、子供たちがゲーム内で少額取引を行うよう操られ、これによって予期せぬ高額のリクエストを受ける可能性があることなどを指摘した上、ルートボックスを禁止する可能性を模索することを政府に求めています。

こうしたベルギーやオランダでのルートボックスを取り巻く環境を受け、ゲーム事業者が、両国でのサービスを停止し、又はリリースを中止する事例も見られます⁷。

このほか、スペインでは、2022 年 7 月に消費相がルートボックスを規制する法案を提出し、2024 年 1 月の同法施行を目指して手続が進行しています。同法が成立すれば、スペインは、ルートボックスを明示的に規制する法律を持つ欧州で最初の国となる見込みです。

2. 英国におけるルートボックス規制の動向

英国においても、ルートボックス規制の法制化を巡る検討が継続的になされています。

英国においては、デジタル・文化・メディア・スポーツ委員会が 2019 年 9 月に発行したレポートにおいて、現実世界の通貨によって購入可能であり、事前に中身が明らかにされないルートボックスは、金銭的価値のために行われる「game of chance(賭博)」であり、同国の Gambling Act による規制が行われるべきであるという指摘がなされたこと等を契機に、2020 年 9 月から、ルートボックスがユーザーに及ぼす影響についての調査が開始されていました。

この調査を受け、英国政府は、2022 年 7 月に、調査結果のレポートを発表しました。このレポートにおいては、ルートボックスから得られるアイテムはゲーム外で合法的に現金化することができず、現実の金銭的価値を有するものではないことから、ユーザー体験が賭博と大きく異なることなどを理由に、同国の Gambling Act による規制は行わないと記載されており、英国におけるルートボックスの法律による規制は見送られる見込みです。

このように、欧州におけるルートボックスの法的評価やその規制要否を巡る議論は現在も進行中であり、各国の対応もそれぞれ異なっています。日本においても、スポーツ DX における新しい収益源を模索する動きが活性化している中で、ルートボックスやこれに類似したサービスを検討する事業者が今後増加することも想定されることから、適正なルール整備等を行うに当たり、欧米の動向を十分に注視する必要があると考えられます。

⁵ 動議に加わった議員の所属政党は VVD のほか CDA、CU、SP、D66 及び GL であり、これらの政党の保有議席数は、下院で 150 議席中 94 議席、上院では 75 議席中 44 議席です。

⁶ <https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/moties/detail?id=2022Z13703&did=2022D28235> (オランダ語)

⁷ 例えば、2022 年 6 月にリリース予定だった Activision Blizzard の Diablo Immortal は、オランダ及びベルギーでのリリースが中止されています。

関連セミナーのご案内 スポーツ DX のビジネス・ローに関する近時の動向と今後の課題

(オンライン配信)

[詳細・お申込みはこちら](#)

近時の動向を踏まえ、スポーツ DX に係る検討内容等を紹介すると共に、スポーツエコシステム推進協議会において策定した NFT ガイドラインを当日公表・解説します。また、有識者を招いたパネルディスカッションを行い、スポーツにおける NFT やデータの活用可能性等について議論する予定です。

開催日: 2022 年 9 月 20 日(火) 14:00~16:00

主催: スポーツエコシステム推進協議会

協賛: 西村あさひ法律事務所

プログラム:

1. 基調講演「スポーツ庁における DX 関連施策について」
渡辺隆史 (スポーツ庁 民間スポーツ担当 参事官)
2. 講演「スポーツ DX レポートについて(予定)」
吉倉秀和 (経済産業省商務サービスグループサービス政策課スポーツ産業室長)
3. 講演「NFT ガイドラインの公表について」
稲垣弘則 (協議会事務局長: 西村あさひ法律事務所弁護士)
4. パネルディスカッション①「NFT ガイドラインを踏まえたスポーツ×NFT の今後の展望と課題」
遠藤英壽 (モデレーター、協議会事務局: ポストンコンサルティンググループ)
園部健二 (パシフィックリーグマーケティング株式会社 執行役員 COO)
橋爪隆 (東京大学大学院法学政治学研究科 教授)
吉倉秀和 (経済産業省商務サービスグループサービス政策課スポーツ産業室長)
5. パネルディスカッション②「スポーツにおけるデータ活用の可能性と権利関係の在り方」
稲垣弘則 (モデレーター、協議会事務局長: 西村あさひ法律事務所弁護士)
井上康生 (全日本柔道連盟 ブランディング戦略推進特別委員長、東海大学 スポーツプロモーションセンター 教授)
岩城農 (株式会社マイネット 専務取締役)
上野達弘 (早稲田大学大学院法務研究科 教授)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 